



大津市公報

平成 24 年 3 月 15 日
号外 (第 13 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
17	大津市債権の管理に関する条例等施行規則..... 1
18	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
19	大津市財務規則の一部を改正する規則..... 2
20	大津市訪問看護ステーション条例施行規則の一部を改正する規則..... 3
21	大津市つどいの広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
22	大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則..... 4
23	大津市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 6
24	大津市消防団規則の一部を改正する規則..... 8
訓 令	
7	大津市土地利用問題協議会規程の一部改正..... 8
企 業 局 管 理 規 程	
2	大津市債権の管理に関する条例施行規程..... 8
3	大津市下水道排水設備指定工事店規程の一部改正..... 9
4	大津市指定ガス工事店規程の一部改正..... 9

規 則

大津市債権の管理に関する条例等施行規則を公布する。

平成24年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第17号

大津市債権の管理に関する条例等施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第173条の2及び大津市債権の管理に関する条例 (平成23年条例第50号。以下「条例」という。)第7条の規定により、債権の管理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第 2 条 条例第4条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

市の債権の名称

債務者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

市の債権の額

市の債権の発生及び徴収の履歴に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(強制執行等に係る相当の期間)

第 3 条 施行令第171条の2に規定する相当の期間は、1年を超えない期間とする。

(徴収停止に係る相当の期間)

第 4 条 施行令第171条の5に規定する相当の期間は、1年を下回らない期間とする。

(放棄に係る相当の期間)

第 5 条 条例第5条第5号に規定する相当の期間は、1年を下回らない期間とする。

(議会に報告する事項)

第 6 条 条例第6条の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

放棄した債権の名称

放棄した債権の額及び件数

放棄の事由

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、債権の管理に関する事務について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 24 年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 18 号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和 61 年規則第 23 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の部四の項第 1 号中「又は」の次に「薬学若しくは」を加え、同表 2 の部二の項中第 36 号を第 37 号とし、第 22 号から第 35 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士学校及び養成施設 (いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。) の卒業

別表第 6 第 3 項の表薬剤師の項中	大学 6 卒	2 級 13 号給	を
	大学卒		

大学 6 卒	2 級 19 号給	に改め、別表第 6 第 3 項の表に備考として次
大学卒	2 級 13 号給	

のように加える。

備考 薬剤師法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 134 号) 附則第 3 条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学 6 卒」の区分によるものとする。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 24 年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 19 号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則 (平成 9 年規則第 73 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「及び課」を削り、「教育委員会事務局の課、図書館、和邇図書館、歴史博物館、生涯学習センター、科学館、教育センター、大津少年センター、教育相談センター、和邇文化センター、北部地域文化センター、北図書館、堅田少年センター、葛川少年自然の家、公民館」を「大津市教育委員会行政組織規則 (平成 23 年教育委員会規則第 2 号) 第 3 条第 1 項に掲げる課及び同規則第 5 条第 1 項に掲げる教育機関」に改める。

第 44 条第 1 項中「第 158 条第 2 項」の次に「 (施行令第 158 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。) 、国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号) 第 29 条の 23 第 1 項及び介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号) 第 45 条の 7 第 1 項」を加え、同条第 2 項中「第 158 条第 1 項」の次に「若しくは第 158 条の 2 第 1 項、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 80 条の 2 又は介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 144 条の 2 」を加える。

第 45 条第 1 項中「フロッピーディスク」を「電磁的記録媒体 (電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。) に係る記録媒体をいう。以下同じ。) 」に改め、同条第 2 項を削る。

第 59 条第 1 項中「 20 万円」を「 30 万円」に改める。

第 79 条第 1 項中「資金前渡職員は」の次に「、前渡資金が職員給与である場合を除き」を加え、同条第 3 項中「前渡資金が職員給与であるとき、又は」を削る。

第90条第1号中「法務局その他の」を削る。

別表第1負担金補助及び交付金の部負担金の款中「・工事負担金」を「・工事負担金
・公共下水道事業受益者負担金」に改める。

別表第3中

生活保護法に基づく保護金品の金銭	生活福祉課	を
大津市生活保護受給世帯中学校卒業祝金支給要綱に基づく祝金		
大津市生活保護受給世帯小・中学校修学旅行等準備金支給要綱に基づく祝金		
大津市生活保護受給世帯入学祝品支給要綱に基づく祝品		
大津市生活保護単身被保護者特別見舞金支給要綱に基づく見舞金		

生活保護法に基づく保護金品の金銭	生活福祉課	に、
------------------	-------	----

「及び高額居宅支援サービス費」を「、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」に、

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく高額医療費、医療費及び標準負担額差額	保険年金課	を
国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく高額医療費、入院時食事療養費及び療養費		

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく高額療養費、高額介護合算療養費、入院時食事療養費及び療養費	保険年金課	に、
--	-------	----

「並びに扶助費」を「、扶助費並びに貸付金」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市訪問看護ステーション条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市訪問看護ステーション条例施行規則の一部を改正する規則

大津市訪問看護ステーション条例施行規則（平成5年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同条第2号中「その他の費用」を「医薬材料費」に改め、同条に次の2号を加える。

死後処置料 1件につき 10,500円

証明書料 1通につき 1,050円

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行う訪問看護について適用する。

大津市つどいの広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市つどいの広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市つどいの広場の管理運営に関する規則(平成20年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

日曜日(第1日曜日及び第3日曜日を除く。)

第2条第3号中「1月1日から同月3日まで及び」を「1月2日及び同月3日並びに」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

月曜日(大津市東部つどいの広場に限る。)

土曜日(大津市木戸つどいの広場に限る。)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第22号

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則(昭和45年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、外国人登録原票」を削る。

第6条第5項第1号を次のように改める。

住民基本台帳カード(本人の写真が貼付されたものに限る。)

第6条第5項第2号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

旅券

運転免許証

官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって印鑑登録を受けようとする者が本人であることを確認するため市長が適当であると認めるもの様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 13 条関係)

印鑑登録証明書 交付申請書

(宛先) 大津市長

申請日
年 月 日

窓口に来られた方	住所 Address	電話番号 ()		
	フリガナ		生年月日 Date of Birth	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
	氏名 Name	男・女		

必要な人の印鑑登録証の提示をお願いします。

どなたの証明書が必要ですか	印鑑登録証の登録番号	必要通数	住所 Address	申請者と同じ 大津市
	()	通	氏名 Name	フリガナ 男・女
			生年月日 Date of birth	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
	印鑑登録証の登録番号	必要通数	住所 Address	申請者と同じ 大津市
	()	通	氏名 Name	フリガナ 男・女
			生年月日 Date of birth	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日
印鑑登録証の登録番号	必要通数	住所 Address	申請者と同じ 大津市	
()	通	氏名 Name	フリガナ 男・女	
		生年月日 Date of birth	明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日	

注意 印鑑登録証 (住民基本台帳カード登録者はカード) を必ず提示してください。
 提示のない場合は、印鑑登録証明書を交付できません。(大津市印鑑条例第 11 条第 3 項)
 印鑑登録している方の住所、氏名、生年月日に誤りがあるときは、印鑑登録証明書を交付できません。

受付	作成	交付

様式第 8 号中「第 12 条関係」を「第 13 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、様式第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 24 年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 23 号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則（昭和 48 年規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市立幼稚園保育料等に関する規則

第 1 条中「第 4 条の規定に基づき、」を「の規定に基づく」に、「および」を「及び」に改め、「徴収」の次に「並びに大津市立比叡平幼稚園における給食の提供」を加える。

第 3 条の 2 第 3 項中「、その購入した年度内において当該利用券を使用する見込みがなくなったときは」を削り、同条第 4 項中「当該利用券を購入した」を「当該園児が卒園又は退園した日の属する」に改め、同条第 5 項を削る。

第 8 条中「つど」を「都度」に改め、同条を第 10 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（給食の提供）

第 8 条 市は、大津市立比叡平幼稚園に就園する園児に対し、その保護者の希望により、給食を提供する。

2 前項の規定による給食の提供は、月を単位として行う。

3 給食の提供に要する実費に相当する額（以下「給食費」という。）は、園児 1 人当たり、1 月につき、3,200 円とする。

（給食の申込み）

第 9 条 前条の規定による給食の提供を受けようとする保護者は、提供を受けようとする月の前月の 5 日までに、大津市立比叡平幼稚園給食申込書（様式第 6 号）に給食費を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 既納の給食費は、還付しない。ただし、申込みに係る月において給食の提供を 1 度も受けなかった園児については、還付することができる。

様式第 2 号から様式第 5 号までの規定中「大津市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則」を「大津市立幼稚園保育料等に関する規則」に改め、同号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申込者 保護者氏名

印

電 話 番 号

大津市立比叡平幼稚園給食申込書

大津市立比叡平幼稚園の給食の提供を受けたいので、大津市立幼稚園保育料等に関する規則第 9 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

園 児 氏 名		組 名	組
利 用 月	年 月分	給食は、月単位の利用としています。	

大津市立比叡平幼稚園給食費領収書 (保護者控え)

3 , 2 0 0 円

上記の金額を 年 月分の給食費として領収しました。

収納印

附 則

- この規則は、平成24年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第 9 条の規定による給食の申込みは、この規則の施行前においても行うことができる。

大津市消防団規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第24号

大津市消防団規則の一部を改正する規則

大津市消防団規則(平成6年規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表伊香立分団の項中「伊香立向在地町」を「山百合の丘、伊香立向在地町」に改め、同表石山南郷分団の項及び畑分団の項を次のように改める。

石山分団	石山寺一丁目、石山寺二丁目、石山寺三丁目、石山寺四丁目、石山寺五丁目、大平一丁目、大平二丁目、石山寺辺町、平津一丁目、平津二丁目、石山平津町
南郷分団	千町一丁目、千町二丁目、千町三丁目、千町四丁目、石山千町、赤尾町、南郷一丁目、南郷二丁目、南郷三丁目、南郷四丁目、南郷五丁目、南郷六丁目、南郷上山町、石山南郷町、石山内畑町、石山外畑町

附 則

この規則中別表伊香立分団の項の改正規定は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づく大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業に係る同法第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から、同表石山南郷分団の項及び畑分団の項の改正規定は平成24年4月1日から施行する。

訓 令

大津市訓令第7号

大津市土地利用問題協議会規程(平成9年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月15日

大津市長 越 直 美

第2条第2項中「副市長」の次に「、政策統括監」を加える。

第3条第3項中「副市長の職にある者」の次に「、政策統括監の職にある者」を加え、同条第5項中「会長があらかじめ定めた」を「第3項に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年3月15日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第2号

大津市債権の管理に関する条例施行規程を次のように定める。

平成24年 3 月15日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 西 村 直

大津市債権の管理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市債権の管理に関する条例(平成23年条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第4条の企業管理規程で定める事項は、次のとおりとする。

市の債権の名称

債務者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

市の債権の額

市の債権の発生及び徴収の履歴に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理の状況を把握するため公営企業管理者が必要と認める事項

(放棄に係る相当の期間)

第3条 条例第5条第5号に規定する相当の期間は、1年を下回らない期間とする。

(市長に報告する事項)

第4条 条例第6条第2項の規定により市長に報告する事項は、大津市債権の管理に関する条例等施行規則(平成24年規則第17号)第6条各号に掲げる事項とする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第3号

大津市下水道排水設備指定工事店規程(平成22年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月15日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 西 村 直

第4条第1号中「又は外国人登録済証明書」を削り、「前条第1項第4号」を「前条第4号」に改める。

様式第1号中「又は外国人登録済証明書」を削る。

附 則

この規程は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定中「前条第1項第4号」を「前条第4号」に改める部分は、同年3月15日から施行する。

大津市企業局管理規程第4号

大津市指定ガス工事店規程(平成19年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月15日

大津市公営企業管理者職務代理者

大津市企業局長 西 村 直

第6条第1項第6号中「又は外国人登録済証明書の写し」を削る。

第13条第1項中「2年ごとに」を「毎年」に改める。

附 則

この規程は、平成24年3月15日から施行する。ただし、第6条第1項第6号の改正規定は、同年7月9日から施行する。